

令和元年

第2回市議会定例会 議案第4号

函館市認定半島産業振興促進計画区域における固定資産税  
の課税の特例に関する条例の制定について

函館市認定半島産業振興促進計画区域における固定資産税の課税の特  
例に関する条例を次のように定める。

令和元年6月20日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市認定半島産業振興促進計画区域における固定資産税  
の課税の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、市の認定半島産業振興促進計画区域（半島振興法（昭和60年法律第63号。以下「法」という。）第9条の4第1項に規定する認定産業振興促進計画に記載された法第9条の2第2項第1号に掲げる区域をいう。以下同じ。）の振興に資するため、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第2項の規定に基づき、固定資産税の課税について函館市税条例（昭和25年函館市条例第21号）の特例を定めるものとする。

(不均一課税)

第2条 市の認定半島産業振興促進計画区域内において、法第9条の4第1項に規定する認定産業振興促進計画に定められた法第17条各号に掲げる事業の用に供する施設または設備（以下「施設等」という。）を新設し、または増設した者で当該事業を営んでいるものについては、その事業に係る施設等であって特別償却設備（半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成7年自治省令第16号）第1条に規定する特別償却設備をいう。）である家屋および償却資産ならびに当該家屋の敷地である土地（法第9条の2第2項第4号に掲げる計画期間の初日以後において取得した

ものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。) (以下これらを「適用資産」という。) に対する固定資産税 (当該適用資産に課されるべき最初の年度以後3年度間におけるものに限る。) の税率は、次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める率とする。

不均一の課税をすべき年度	税 率
第1年度	100分の0.14
第2年度	100分の0.35
第3年度	100分の0.7

(不均一課税の申請)

第3条 前条の規定による不均一の課税 (以下「不均一課税」という。) の適用を受けようとする者は、不均一課税の適用を受けようとする当該年度の賦課期日の属する年の1月31日までに、市長に申請しなければならない。

(地位の承継)

第4条 不均一課税の適用を受けている者についての次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者は、市長の承認を受けたときは、当該不均一課税の適用を受けている者の地位を承継する。

- (1) 相続があった場合 その相続人
- (2) 法人が合併により消滅した場合 合併後存続する法人または合併により設立された法人
- (3) 法人を分割した場合 (当該事業を承継させる場合に限る。) 分割により当該事業を承継した法人
- (4) 当該事業を譲渡した場合 その譲受人

(不均一課税の取消し)

第5条 市長は、不均一課税の適用を受けた者もしくは受けている者が、

次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該不均一課税の決定を取り消すことができる。

- (1) 第2条に規定する不均一課税の要件を欠くに至ったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により不均一課税の適用を受け、または受けようとしたとき。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

(提案理由)

市の区域の一部が半島振興法に基づく認定産業振興促進計画の区域となったことに伴い、固定資産税の課税の特例を定めるため